

令和 8 年 5 月 14 日

特定技能所属機関
登録支援機関 各位

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

改正労働施策総合推進法等の施行によるカスタマーハラスメント
及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策の強化について

職場におけるハラスメント対策については、「改正労働施策総合推進法等の施行によるハラスメント防止対策の強化について」(令和 2 年 2 月 14 日)により、パワーハラスメント等の対応について貴機関宛て依頼したところです。

今般、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の雇用管理上の措置義務化等を含む、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労働施策総合推進法」という。）及び改正法による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）が令和 8 年 10 月 1 日から施行され、また、関係省令、指針等も令和 8 年 10 月 1 日から施行及び適用されます。

職場におけるカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントには、特定技能外国人を含む全ての労働者及び求職者等に対するものが含まれます。

今回の改正の具体的な内容は別添資料のとおりですので、特定技能所属機関の皆様におかれましては、これらの内容について御了知のうえ、別添資料等を御活用いただくことにより、改正法及び関係指針等に基づき対応方よろしくお願ひします。

(別添資料)

- ・リーフレット「令和 8 年 10 月 1 日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」

(参考URL)

- ・厚生労働省ホームページ（職場におけるハラスメントの防止のために）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
※別添資料は上記リンク先にも掲載していますので、適宜ご活用ください。